

報告第24号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月9日

つくば市長 五十嵐立青



(2) 氏名 アクサ損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 佐伯 美奈子

#### 4 事故の概要

上記日時場所において、甲が駐車場からつくば市道4-4071号線に出る際に歩道上に曲がっていた車止めを乗り越えたことでフロント中央バンパー、左フロントピラー、ラジエータサポート部、左サイドシルパネル部及びコンデンサを損傷させたもの

5 損害賠償額 金109,798円

#### 6 和解の概要

(1) つくば市は、甲に対し、金 50,000 円を支払う。

つくば市は、乙に対し、金 59,798 円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。